



税理士 山本 善通 氏

Question

消費税インボイス制度

当組合は、共同購買事業を実施していますが、年間事業収入は1,000万円以下であるため免税事業者であります。令和5年からインボイス制度が導入されると聞きましたが、対応の留意点について教えてください。

Answer

【概要】

令和5年10月1日から、インボイス方式（適格請求書等保存方式）が導入されます。

新たに適格請求書発行事業者登録制度が創設され、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件とされ、登録事業者は適格請求書の交付・写しの保存が義務付けられます。

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます（新消法57の2①）。

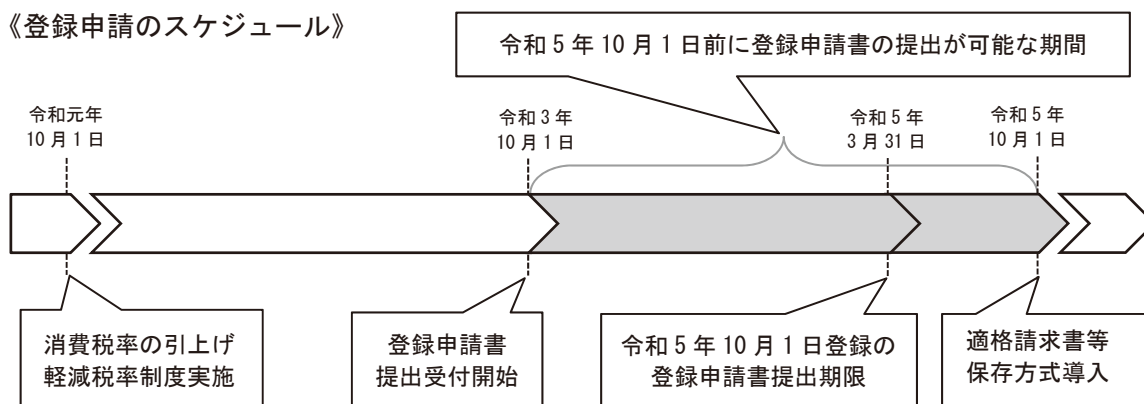
適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（新消法57の2②、インボイス通達2-1）。

なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である令和3年10月1日から提出することができます（28年改正法附則1八、44①）。

適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（28年改正法附則44①）。

なお、登録申請のスケジュールは下図の通りです。

《登録申請のスケジュール》



【Q&A】

(1) 免税事業者が登録することができますか？

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります（インボイス通達2-1）

(2) 登録業者になるのは強制ですか？

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です（新消法57の2①、57の4①）。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(3) 登録業者となってから取りやめる事はできますか？

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます（新消法57の2⑩ー）。